

## 愛知県子供読書活動推進協議会開催要項

### (目 的)

第1 愛知県子供読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子供の読書活動を総合的に推進し、県・市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働の在り方や方策について検討するため、愛知県子供読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

### (協議事項)

第2 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 子供の読書活動に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 子供の読書活動に関する施策について、関係機関・団体等との連携・協力、協働の在り方に関すること。
- (3) 子供の読書活動に関する状況調査に関すること。
- (4) 現行の推進計画及び新たな推進計画に関すること。
- (5) その他、子供読書活動を推進する上で必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3 推進協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で、教育長から委嘱された者で構成する。

2 委員の任期は1年（ただし、年度の途中に就任する場合は、当該年度の3月末日まで）とし、再任を妨げない。

### (会 長)

第4 推進協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第5 推進協議会は、教育長が招集する。

2 推進協議会は、会長が議長となる。

### (専門部会)

第6 推進協議会に、その協議事項に係る専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進協議会委員のうち、会長が指名する者で構成する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が務める。

4 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第7 推進協議会の庶務は、県教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成16年7月7日から施行する。

附則

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

附則

この要項は、平成22年6月9日から施行する。

附則

この要項は、平成23年5月31日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月5日から施行する。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。